

令和5年度

金沢市水防計画

金 沢 市

目 次

第1章 総則	
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	3
1.4 水防計画の作成及び変更	7
1.5 津波における留意事項	8
1.6 安全配慮	8
第2章 水防本部の組織と機構	
2.1 金沢市の水防本部の設置	10
2.2 金沢市の水防本部機構図	10
2.3 組織および事務分掌	11
第3章 重要水防箇所	
3.1 重要水防箇所	13
3.2 重要水防箇所の重要度評価基準	14
第4章 予報及び警報	
4.1 気象庁が行う予報及び警報	16
4.2 水位周知河川における水位到達情報	21
4.3 水防警報	26
第5章 水位等の観測、通報及び公表	
5.1 水位の観測、通報及び公表	33
5.2 雨量の観測及び通報	34
第6章 水防に関する主な情報	
6.1 かなざわ雨水情報	36
6.2 関係機関からの情報（国土交通省、気象庁、石川県）	38
第7章 各施設（水門・調整池）の操作・機能点検	
7.1 各施設の操作・機能点検	40
第8章 通信連絡	
8.1 通信連絡系統	41

8.2 その他の通話施設の使用	41
-----------------	----

第9章 水防施設

9.1 水防倉庫及び水防資器材	42
9.2 水防倉庫担当区域一覧表	43
9.3 捨石等資材置場一覧表	43
9.4 水防資器材備蓄調書	44

第10章 水防活動

10.1 水防配備	45
10.2 巡視及び警戒	46
10.3 水防作業	47
10.4 緊急通行	47
10.5 警戒区域の指定	48
10.6 避難のための立退き	48
10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	50
10.8 水防配備の解除	50
10.9 河北潟（大野川）水防情報連絡要領	50
10.10 輸送及び資材補充	51

第11章 土砂災害対策

11.1 目的	52
11.2 発表基準	52
11.3 解除基準	52
11.4 大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報による 警戒避難体制	53
11.5 緊急調査及び土砂災害緊急情報	53

第12章 水防信号、水防標識等

12.1 水防信号	55
12.2 水防標識	56
12.3 身分証票	56

第13章 協力及び応援

13.1 河川管理者の協力及び援助	57
13.2 下水道管理者の協力	57

第14章 費用負担と公用負担	
14.1 公用負担	58
第15章 水防報告と水防記録	
15.1 水防報告	60
第16章 水防訓練	
16.1 水防訓練	62
第17章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
17.1 洪水浸水想定区域の指定状況	63
17.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	63
17.3 水害ハザードマップ	64
17.4 予想される水災の危険の周知等	64
17.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	64
＜参考資料＞	
別表1. 金沢市重要水防箇所図	65
〃 2. 水位周知河川水位情報様式	66
〃 3. 水防警報発表様式	69
〃 4. 津波水防警報発表様式	70
〃 5. 逆水門・放水門所在地	71
〃 6. 調整池一覧表	75
〃 7. 金沢市衛星電話配備一覧表	84
〃 8. 水防工法一覧表	86
〃 9. 河北潟(大野川)情報連絡系統図	89
〃 10. 金沢市豪雨時の安全避難ガイド ～水害ハザードマップ～	90
〃 11. 水防関係機関電話番号表	91
参考1. 逆流防止水門操作要領	92
〃 2. 水防法	94

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条の趣旨ならびに第33条に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市内の各河川、ため池、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送およびダム、水門もしくは樋門の操作、水防のための消防団等の活動、水防に必要な資器材および施設の整備と運用ならびに避難誘導の実施運用を円滑ならしめ、もって公共の安全を保持するための迅速かつ的確な水防活動を図ることを目的とする。

また、頻発する異常気象に伴う土砂災害の増加に対処するため、土砂災害警戒情報等の収集及び伝達、避難その他当該警戒区域における警戒避難体制に関する事項を示し、被害軽減に資することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 金沢市水防本部

市内における水防を総括するために設置される機関で、本部事務所を土木局内に置く。水防本部は金沢市災害対策本部が設置された場合、これに内包される。

(2) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(3) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(4) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(5) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(6) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(7) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(8) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(9) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

1.3 水防の責任等

水防の責任等は、水防法により、次のように規定されている。

(1) 水防管理団体の責任（金沢市）

市は、管理区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。なお、具体的には、主に次のような事務を行う。

① 水防団の設置（法第5条）

水防事務を処理するため、水防団を置くことができ、水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

② 河川等の巡視（法第9条）

随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

③ 水防団及び消防機関の出動体制の確保（法第17条）

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認められるときは、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

④ 警察官の援助の要求（法第22条）

水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

- ⑤ 他の水防管理者等への応援要請（法第23条）
水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。
- ⑥ 居住者等への水防活動従事の指示（法第24条）
水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- ⑦ 決壊の通報及び決壊後の処置（法第25条、26条）
水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ⑧ 通信連絡系統の確立（法第27条）
水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等その他の専用通信施設を使用することができる。
- ⑨ 公用負担権限の行使（法第28条第1項）
水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収容し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- ⑩ 避難のための立退きの指示（法第29条）
洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- ⑪ 水防協力団体の指定（法第36条）
水防管理者は、法第37条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
- ⑫ 水防協力団体に対する監督（法第39条第1項、第2項）
水防管理者は、水防協力団体の業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告させることができ、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。
- ⑬ 水防協力団体に対する情報の提供等（法第40条）
水防協力団体の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- ⑭ 水防に要する費用負担（法第41条）
水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
- ⑮ 水防報告書の提出（法第47条第2項）
知事から要請があった場合は、水防に関し必要な報告をしなければならない。
- ⑯ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条第1項）
市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 洪水予報及び洪水特別警戒水位到達情報の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - (3) 大規模な工場その他の施設（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ⑰ 洪水避難地図等の配布（法第15条第3項）
- 市地域防災計画において定められた、上記⑯に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (ア) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第517号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条3項に規定する事項
 - (イ) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法律第55条に規定する事項
- ⑱ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（法第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。
- ⑲ 水防計画の策定、変更及び公表（法第33条）
- 県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更し、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅延なく水防計画を県知事に届け出なければならない。
- ⑳ 水防協議会の設置（法第34条）
- 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を置くことができる。
- ㉑ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

(2) 県の責任（石川県）

県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

なお、県の行う水防事務は概ね次のとおりである。

① 指定水防管理団体の指定（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

② 水防計画の策定、変更及び公表（法第7条第1項及び第7項）

水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更し、その要旨を公表するよう努めるものとする。

③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

河川管理者は、同意をした水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

④ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

法第10条第1項及び第2項による通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。

⑤ 水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項）

氾濫危険水位に達したときは、関係のある水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⑥ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）

県知事は、災害対策基本法第60条の第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

⑦ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項及び第3項）

水位周知河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知しなければならない。

⑧ 水防警報の発表（法第16条第1項）

知事が指定した水防警報を行う河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表しなければならない。

⑨ 水防警報の通知（法第16条第3項）

国土交通大臣が指定した水防警報を行う河川、湖沼又は海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は⑧の水防警報を発表したときは、関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

⑩ 水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第4項）

知事は水防警報を行う河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

⑪ 水防信号の指定（法第20条）

水防に用いる信号を定めなければならない。

⑫ 居住者に対する立退きの指示（法第29条）

洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

⑬ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）

県知事は、水防上緊急を要するときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

⑭ 水防協力団体に対する情報の提供等（法第40条）

水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

⑮ 費用の補助（法第44条第1項）

水防管理団体が負担する費用に対して補助することができる。

⑯ 水防に関する報告（法第47条第2項）

県知事は、水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

⑰ 勧告及び助言（法第48条）

県知事は、水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（3）気象庁の責任（金沢地方气象台）

① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

また、洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（4）居住者等の義務

① 水防への従事（法第24条）

水防の現場にある者は水防に従事することを要請された場合、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

また、重要水防箇所区域に居住する者は常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。

1.4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

金沢市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、金沢市防災会議に諮るとともに、石川県知事に届け出るものとする。また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するも

のとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画に反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

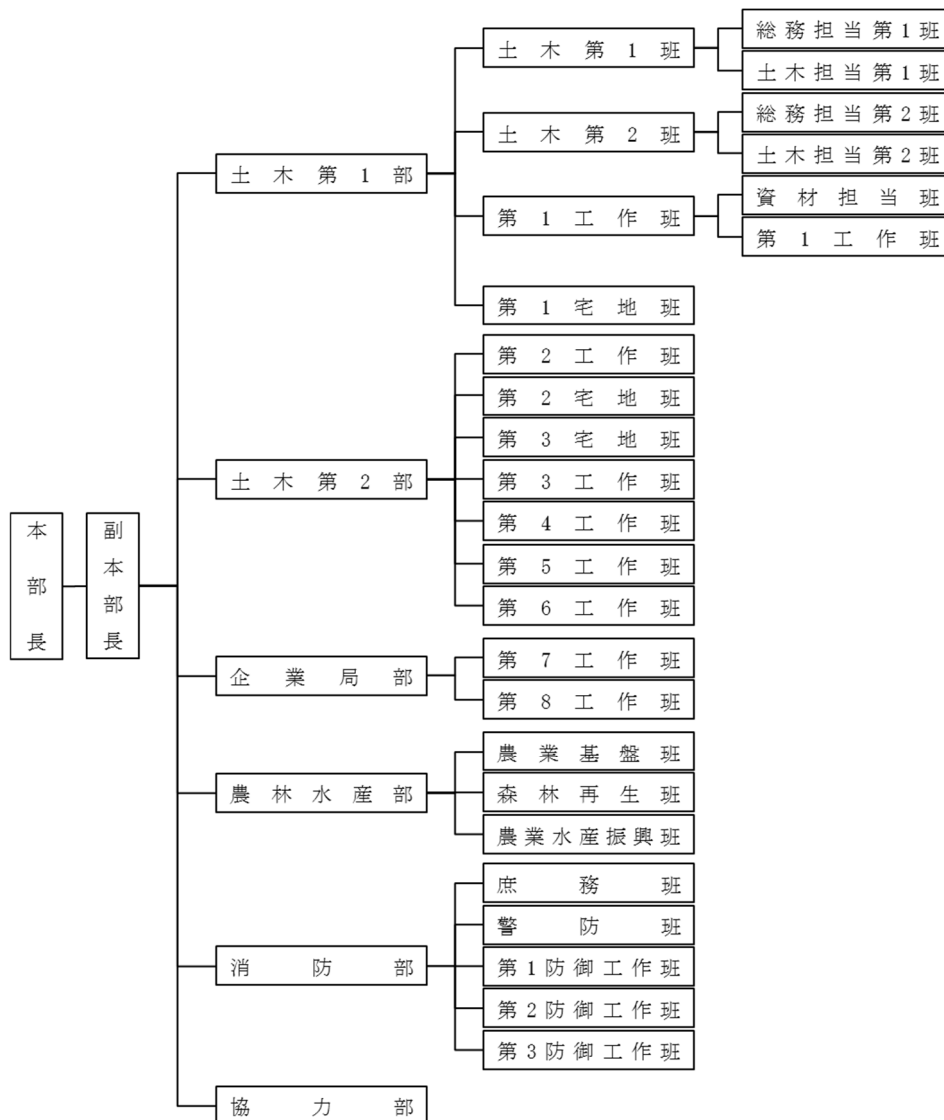
- ・津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防本部の組織と機構

2.1 金沢市の水防本部の設置

- (1) 市内における水防を総括するために設置される機関で本部事務所（以下、水防本部という）を金沢市土木局内に置く。
- (2) 関係官署より水防に関する予報及び警報が発せられ水防活動の必要があるとき、又は水防管理者（市長）が必要であると認めるときに設置される。
- (3) 水防本部は金沢市災害対策本部が設置された場合、これに内包される。
- (4) 水防本部各班の事務分掌は次に定めるとおりとする。

2.2 金沢市の水防本部機構図



2.3 組織および事務分掌

		本部長	市長	
		副本部長	副市長 (土木担当)	
部	班 長		班 員	事 務 分 掌
土木第1部長 (土木局長)	土木第1班長 (内水整備課長)	総務担当第1班 (副)内水整備課事務補佐	内水整備 課 員	1. 各班の連絡調整に関する事 2. 情報および被害状況等調査報告に関する事 3. 水防応急対策の立案に関する事 4. 応急公用負担の総括に関する事 5. 水防記録、写真撮影に関する事 6. 他の班に属しないこと。
		土木担当第1班 (副)内水整備課技術補佐	内水整備 課 員	1. 水防パトロールに関する事 2. 水害応急仮工事に関する事 3. 河川の被害状況の調査に関する事 4. 水防工法、水防作業に関する事 5. 砂防および地すべり防止指定区域に関する事。
	土木第2班長 (道路建設課長)	総務担当第2班 (副)道路建設課事務補佐	道路建設 課 員	1. 総務担当第1班の応援に関する事 2. 衛星電話の確保に関する事。
		土木担当第2班 (副)道路建設課技術補佐 (副) かけ地対策室長	道路建設 課 員	1. 土木担当第1班の応援に関する事 2. 道路の被害状況の調査に関する事 3. 急傾斜地崩壊危険区域および砂防および地すべり防止指定区域に関する事 4. 建築物が被害を受けるおそれのある崖地の巡視、保全指導および被害状況の調査に関する事 5. 救助避難に関する連絡および誘導。
	第1工作班長 (道路管理課長)	資材担当班 (副)道路管理課技術補佐	道路管理 課 員	1. 水防資材の出庫・受払の記録 2. 水防資材の調達供給に関する事 3. 資材等の運搬車両の調達に関する事 4. 路面側溝の被害状況調査に関する事 5. 水防作業の報告の取りまとめに関する事 6. 応急公用負担に関する事 7. 仮設道路等応急交通対策に関する事
		第1工作班 (副)道路等管理事務所長	道路等管理 事務所員	1. 水防作業に関する事 2. 水防作業の報告に関する事 3. 水防資材の運搬に関する事。
	第1宅地班長 営繕課長 (副)営繕課長補佐		営繕課員	1. 市有施設の被害に関する事 2. 土木担当第1班の応援に関する事 3. 第2宅地班の応援に関する事。
土木第2部長 (都市整備局長)	第2工作班長 都市計画課長 (副)都市計画課技術補佐	都市計画 課 員	1. 被害状況調査の応援に関する事 2. 救助避難に関する連絡および誘導 3. 都市災害応急復旧に関する事。	
	第2宅地班長 住宅政策課長 (副)住宅政策課長補佐	住宅政策 課 員	1. 市営住宅の被害に関する事 2. 土木担当第1班の応援に関する事。	
	第3宅地班長 建築指導課長 (副)建物安全対策室長	建築指導 課 員	1. 建築物の保全指導および被害状況の調査に関する事 2. 土木担当第2班の応援に関する事。	

部	班 長	班 員	事 務 分 掌
土木第2部長 (都市整備局長)	第3工作班長 緑と花の課長 (副) 緑と花の課長補佐	緑と花の課 員	1. 所管事項の水害調査。 2. 土木担当第1班の応援に関する事 こと。
	第4工作班長 市街地再生課長 (副) 市街地再生課長補佐	市街地再生課 員	
	第5工作班長 景観政策課長 (副) 景観政策課長補佐	景観政策課 員	
	第6工作班長 住宅政策課長 (副) 住宅政策課長補佐	住宅政策課 員	
企業局次長 (技術)	第7工作班長 維持管理課長 (副) 維持管理課長補佐	維持管理課 員	1. 被害状況調査の応援に関する事 こと。 2. 公共下水道汚水応急復旧に関する事 こと。 3. 農村下水道応急復旧に関する事 こと。
	第8工作班長 水処理課長 (副) 水処理課長補佐	水処理課 員	
農林水産部長 (農林水産局長)	農業基盤班長 農業基盤整備課長 (副) 農業基盤整備課長補佐	農業基盤整備課 員	1. 農業用水門及び排水機の操作管理 指導に関する事。 2. 農地、農業用施設の復旧に関する事 こと。
	森林再生班長 森林再生課長 (副) 森林再生課技術補佐	森林再生課 員	1. 林地、林業用施設の被害調査に関する 事。 2. 林地、林業用施設の復旧に関する事 こと。
	農業水産振興班長 農業水産振興課長 (副) 農業水産振興課長補佐	農業水産振興課 員	1. 農産物、農地および農林業施設の被 害調査の取りまとめに関する事。 2. 農作物の被害調査に関する事。 こと。
消防部長 (消防長) 消防局次長 (副) 第一第二第三 消防団長	総務班長 (消防総務課長)	消防総務課 員	1. 消防職員および消防団員の応急食糧 に関する事。 2. 消防職員および消防団員の水防訓練 に関する事。 3. 他の班に属しないこと。
	警防班長 情報指令課長 警防課長 予防課長	情報指令課員 警防課員 予防課員	1. 水防上必要な情報の収集、連絡に関 する事。 2. 消防職員および消防、団員の水防出 動に関する事。 3. 防ぎよに関する連絡調整に関する事 こと。
	第1防御工作班長 中央消防署長 (副) 第一消防団副団長	中央消防署員 第一消防団員	1. 河川筋の巡視、警戒に関する事。 2. 警戒区域の設定に関する事。 3. 救助、避難に関する事。 4. 水防作業に関する事。 5. 応急公用負担に関する事。 こと。
	第2防御工作班長 駅西消防署長 (副) 第二消防団副団長	駅西消防署員 第二消防団員	
第3防御工作班長 金石消防署長 (副) 第三消防団副団長	金石消防署員 第三消防団員		
協 力 部	本部長が必要と認める場合、上記以外の市職員、部外団体、一般住民をもって編成し各部、班へ協力させることが出来る。		

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

また、重要水防箇所の位置図は、金沢市重要水防箇所図（別表1、P65）のとおりである。

3.1 重要水防箇所

重要水防箇所

河川名	注意を要する区域					水防工法	管理団体名及び団員数	重要度
	番号	地名	岸	延長(m)	種別			
犀川	1	金沢市普正寺町～佐奇森町	左	1,550	堤防高	積土のう工	金沢市 1,129	A
	2	〃 金石1丁目～普正寺町	右	850	堤防高	積土のう工		A
	3	〃 二ツ寺町	左	100	堤防高	積土のう工		A
	4	〃 佐奇森町	左	240	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		A
	5	〃 十三間町～中川除町	右	700	陸 閘	積土のう工		要注意
	6	〃 清川町	左	700	陸 閘	積土のう工		要注意
伏見川	7	〃 古府2丁目	左	170	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	8	〃 進和町～間明町2丁目	右	177	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	9	〃 黒田1丁目	左	140	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	10	〃 黒田1丁目	左	20	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	11	〃 窪6丁目	左	100	堤防高	積土のう工		B
	12	〃 山科3丁目	右	100	堤防高	積土のう工		B
高橋川	13	金沢市南四十万3丁目	右	214	堤防高	積土のう工		A
大徳川	14	金沢市桂町	左	70	堤防高	積土のう工		B
	15	〃 桂町	左	164	堤防高	積土のう工		B
	16	〃 桂町	右	360	堤防高	積土のう工		B
弓取川	17	金沢市直江町～問屋町3丁目	左	1,570	堤防高	積土のう工		B
	18	〃 大河端町～三口町	右	1,650	堤防高	積土のう工		B
浅野川	19	金沢市堀川町～笠市町	左	100	陸 閘	積土のう工		要注意
	20	〃 昌永町	右	10	陸 閘	積土のう工		要注意
	21	〃 東山1丁目	右	460	陸 閘	積土のう工		要注意
	22	〃 並木町～材木町	左	560	陸 閘	積土のう工		要注意
金腐川	23	金沢市鳴和1丁目～大樋町	左	150	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	24	〃 鳴和1丁目～小坂町	右	150	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
森下川	25	金沢市北森本町	右	900	堤防高	積土のう工		B
	26	〃 南森本町～塚崎町	左	1,650	堤防断面	積土のう工		B

木曳川	27	金沢市寺中町～示野町	左	1,190	堤防高	積土のう工	B
	28	〃 寺中町～松村町	右	1,220	堤防高	積土のう工	B
大宮川	29	金沢市東蚊爪町～大浦町	左	1,630	堤防高	積土のう工	B
	30	〃 大浦町	右	1,630	堤防高	積土のう工	B
	31	〃 大浦町	左	50	水衝・洗掘	捨石工	B
	32	〃 大浦町	右	50	水衝・洗掘	捨石工	B
大野川	33	金沢市湊2丁目	左	470	堤防高	積土のう工	B
	34	〃 湊1丁目	左	20	陸 開	積土のう工	要注意
県央土木総合事務所管内計 11 河川 34 箇所				19,115	A 2 河川 5 箇所 2,954m B 8 河川 22 箇所 13,611m 要注意 3 河川 7 箇所 2,550m		

3.2 重要水防箇所の重要度評価基準

重要水防箇所の重要度評価基準

種別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所で、重大な被害が予想される箇所。	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所。	
堤防・断面	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて2分の1未満の箇所。	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて不足しているが2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁、その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
河川管理施設			出水時に開閉操作が必要な河川管理施設がある箇所。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

金沢地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を石川県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増大し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増大し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

*一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報発表基準)

一次細分 区域	市町村等をま とめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀	加賀北部	金沢市	8	85
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

(大雨警報発表基準)

一次細分 区域	市町村等をま とめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀	加賀北部	金沢市	13	102
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

(洪水注意報発表基準)

一次 細分 区域	市町村等 をまとめ た地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指 数, 流域雨量指数）	指定河川洪水予 報による発表
加賀	加賀 北部	金沢市	犀川流域=24.4 安原川流域=5.8 十人川流域=5.1 伏見川流域=10 高橋川流域=7.2 大野川流域=12.9 金腐川流域=7 森下川流域=15.3 浅野川流域=16.4	犀川流域=(8, 19.5) 安原川流域=(8, 4.6) 十人川流域=(8, 5) 伏見川流域=(7, 8) 高橋川流域=(8, 5.8) 大野川流域=(8, 10.3) 金腐川流域=(7, 4.1) 森下川流域=(8, 12.2) 浅野川流域=(9, 10.9)	-

【備考】

- ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。
- ※欄中、「〇〇川流域=〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇以上」を意味する。
- ※欄中、「〇〇川流域=(〇, △)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数〇以上かつ流域雨量指数△以上」を意味する。
- ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- ※「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(洪水警報発表基準)

一次 細分 区域	市町村等 をまとめ た地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指 数, 流域雨量指数）	指定河川洪水予 報による発表
加賀	加賀 北部	金沢市	犀川流域=30.6 安原川流域=7.3 十人川流域=9.1 伏見川流域=12.5 高橋川流域=9 大野川流域=18.1 金腐川流域=8.8 森下川流域=19.2 浅野川流域=20.6	十人川流域=(13, 6.2) 伏見川流域=(14, 9) 高橋川流域=(8, 8.1) 大野川流域=(8, 16.2) 浅野川流域=(12, 12.1)	手取川[鶴来]

【備考】

- ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。
- ※欄中、「〇〇川流域=〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇以上」を意味する。
- ※欄中、「〇〇川流域=(〇, △)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数〇以上かつ流域雨量指数△以上」を意味する。
- ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- ※「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

(高潮注意報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
加賀	加賀北部	金沢市	0.8m
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(高潮警報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
加賀	加賀北部	金沢市	1.3m
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(大雨・高潮特別警報発表基準)

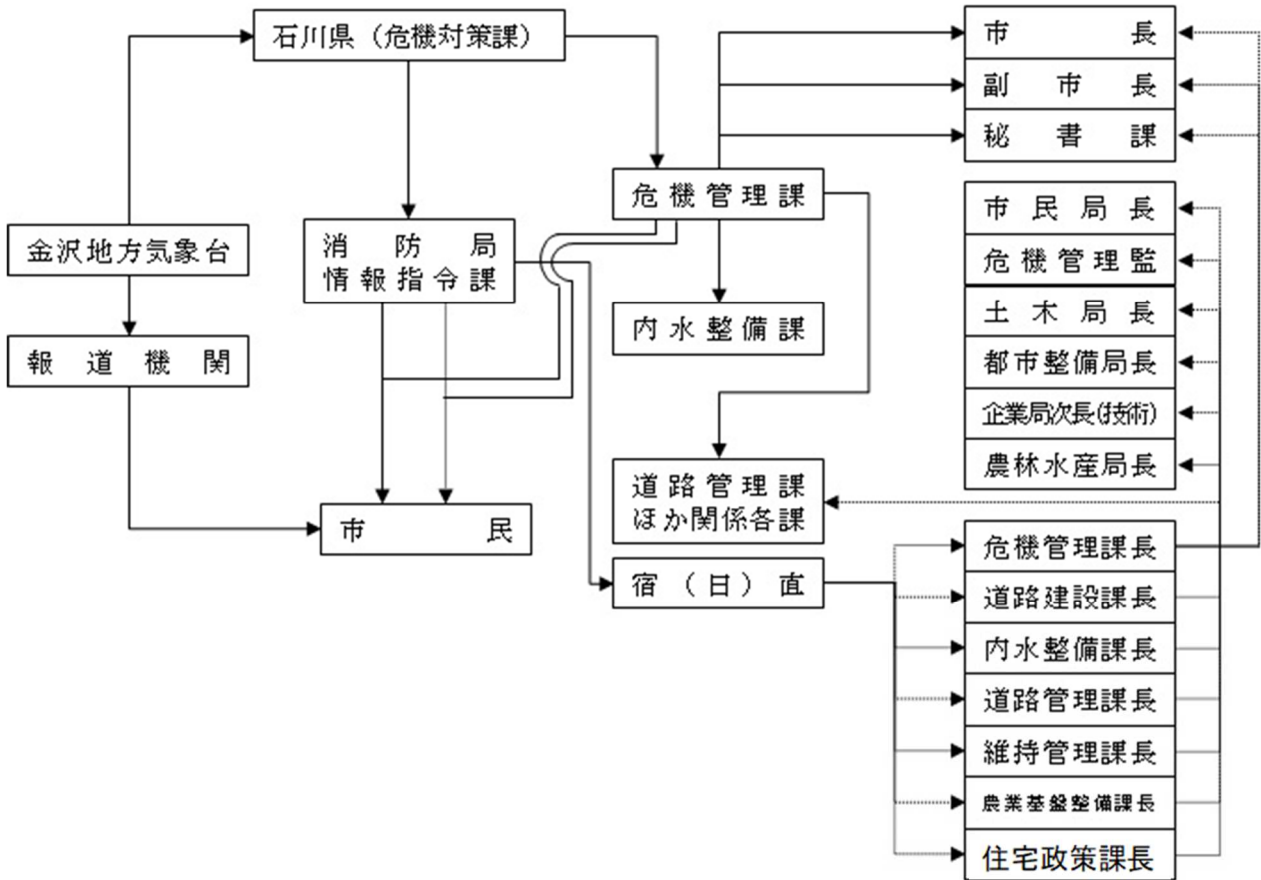
現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

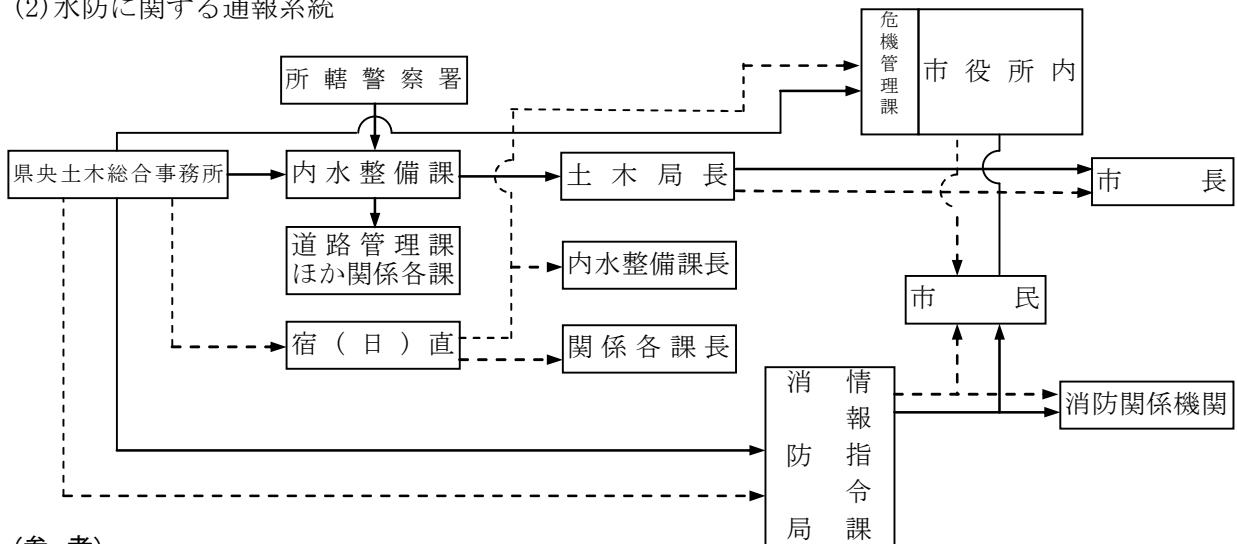
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

(1) 気象情報通報系統



(2) 水防に関する通報系統



(参考)

執務時間外の通報系統は点線によること。

4.2 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退き指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、関係市町長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）	対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき
氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域	
	起点	終点
犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海
安原川	白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点
伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点
高橋川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点
大野川	金沢市湊1丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋
浅野川	金沢市田上本町 浅野川放水路	大野川合流点
河北潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門
金腐川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点
森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点
津幡川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟（東部承水路）合流点
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟（東部承水路）合流点

② 水位情報の通知の対象となる基準観測所

水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	危険水位
犀川	下菊橋	清川町	下菊橋	1.90 m	2.50 m	2.60 m	2.80 m	3.20 m
	示野橋	袋島町	示野橋	2.70 m	3.20 m	3.30 m	3.70 m	4.60 m

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	危険 水位
安原川	長池	野々市市長池	長池	1.00 m	1.40 m	1.70 m	2.10 m	2.54 m
	安原大橋	上安原町	安原大橋	1.60 m	2.20 m	2.50 m	2.90 m	3.70 m
伏見川	山科	山科3丁目	山科	0.40 m	0.60 m	0.60 m	0.90 m	1.60 m
	米泉	米泉町	米泉	1.60 m	2.00 m	3.10 m	3.50 m	4.20 m
高橋川	馬替	馬替2丁目	馬替	0.90 m	1.40 m	1.60 m	1.80 m	2.14 m
	四十万田橋	野々市市 新庄1丁目	四十万田 橋	0.40 m	0.50 m	0.60 m	0.80 m	1.06 m
大野川	機具橋	湊3丁目	機具橋	0.70 m	0.80 m	1.00 m	1.10 m	1.20 m
浅野川	天神橋	材木町	天神橋	1.30 m	1.70 m	1.90 m	2.20 m	2.70 m
河北潟	貯木場(内)	湊1丁目	貯木場 (内)	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m	1.30 m
	潟端	津幡町潟端	潟端	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m	1.30 m
	八田	才田町	八田	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m	1.30 m
金腐川	御所通学橋	御所町	御所通学 橋	1.80 m	2.00 m	2.10 m	2.50 m	3.10 m
	金腐川橋	大浦町	金腐川 橋	2.20 m	2.80 m	3.10 m	3.30 m	3.74 m
森下川	薬師	河原市町	薬師	2.10 m	3.10 m	3.80 m	4.00 m	4.33 m
	森本大橋	北森本町	森本大 橋	2.30 m	2.80 m	2.90 m	3.60 m	4.90 m
津幡川	津幡川	河北郡津幡 町杉瀬	津幡川	3.60 m	3.90 m	4.20 m	4.90 m	6.18 m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気 川	1.50 m	2.35 m	2.60 m	2.90 m	3.26 m

③ 水位情報の発表者、通報担当者及び受報者

河川名	発表者	通報担当者	受報者
高橋川 (馬替観測所)	県央土木 総合事務所長	県央土木 総合事務所長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道 JR西日本金沢支社

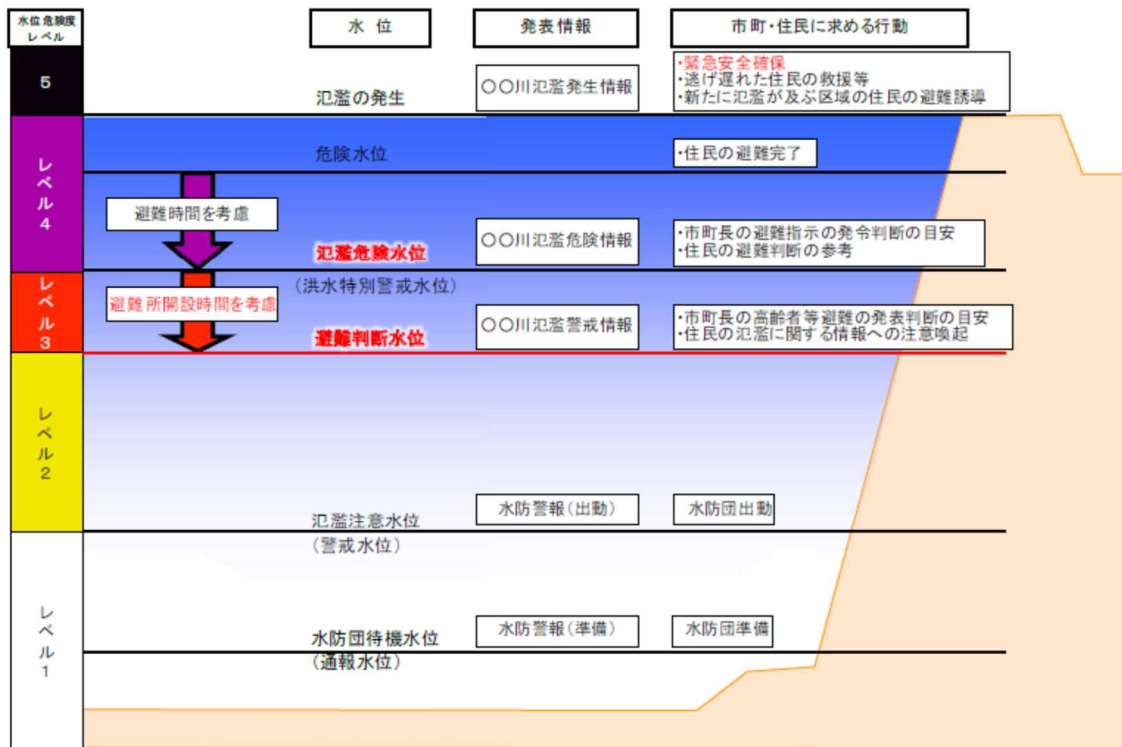
河川名	発表者	通報担当者	受報者
高 橋 川 (四十万田橋観測所)	県 央 土 木 総 合 事 務 所 長	県 央 土 木 総 合 事 務 所 長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道 JR西日本金沢支社
犀 川 (下菊橋) (示野橋)			金沢市長 白山市長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長 北陸鉄道 JR西日本金沢支社
伏 見 川 (山科) (米泉)			金沢市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社、北陸鉄道
金 腐 川 (御所通学橋) (金腐川橋)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道
浅 野 川 (天神橋) (芝原橋)			金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 金沢港湾事務所長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道 北陸鉄道
森 下 川 (薬師) (森本大橋)			金沢市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道
大 野 川 (機具橋)			金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長 JR西日本金沢支社 北陸鉄道
安 原 川 (安原大橋)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長

河川名	発表者	通報担当者	受報者
安原川 (長池)	石川土木 総合事務所長	石川土木 総合事務所長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社
河北潟 (貯木場(内)観測所)	津幡土木 事務所長	津幡土木 事務所長	金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長
河北潟 (潟端観測所)			金沢市長 かほく市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長
河北潟 (八田観測所)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長
津幡川			金沢市長 かほく市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道
宇ノ気川			金沢市長 かほく市長 津幡町長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社

④ 水位情報の通知の発表様式

水位情報の発表は、水位周知河川水位情報様式（別表 2、P66～P68）のとおり。

【参考図】



⑤ 洪水浸水想定区域

国土交通大臣及び石川県知事より、本市に係るものとして、以下の洪水浸水想定区域が指定されている。

⑤-1 国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域（洪水予報河川）

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
手取川	金沢市、白山市、能美市、小松市、野々市市、川北町

⑤-2 知事が指定した洪水浸水想定区域（水位周知河川） 11 河川

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
犀川	金沢市、白山市
安原川	金沢市、白山市、野々市市
伏見川	金沢市、野々市市
高橋川	金沢市、白山市、野々市市
大野川	金沢市、内灘町
浅野川	金沢市
河北潟	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
金腐川	金沢市

森下川	金沢市、津幡町
津幡川	金沢市、かほく市、津幡町
宇ノ気川	金沢市、かほく市、津幡市、内灘町

⑤-3 知事が指定した洪水浸水想定区域（上記2項の区域以外）⑤-2を除く17河川

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
犀川*	金沢市	弓取川	金沢市
木曳川	金沢市	浅野川*	金沢市
馬場川	金沢市、野々市市	浅野川放水路	金沢市
十人川	金沢市、野々市市	湯の川	金沢市
木呂川	金沢市、野々市市	大宮川	金沢市
碓川	金沢市、野々市市	金腐川*	金沢市
内川	金沢市	河北潟西部承水路	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
平沢川	金沢市	森下川*	金沢市
倉谷川	金沢市	涌波川	金沢市
大徳川	金沢市	田島川	金沢市
新大徳川	金沢市		

(*のついた4河川は⑤-2と重複)

4.3 水防警報

4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない場合もある。

4.3.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報発表の段階及び水位・雨量基準

水防警報の発表の段階及び発表基準は、次のとおりである。

① 水防警報発表の段階

段階	内容
準備	水防団幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの。
出動	水防団員又は消防団員等が出動する必要がある旨を通知するもの。

段階	内容
状況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

② 発表基準

河川名	観測所名	準備	出動	状況	解除
犀川	下菊橋	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき 1.90m～2.50m	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき
		犀川ダム雨量観測所で60分雨量50mm以上を観測したとき	〃	〃	〃
犀川	示野橋	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき 2.70m～3.20m	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき
		犀川ダム雨量観測所で60分雨量50mm以上を観測したとき	〃	〃	〃
安原川	長池	〃 1.00m～1.40m	〃	〃	〃
	安原大橋	〃 1.60m～2.20m	〃	〃	〃
伏見川	山科	〃 0.40m～0.60m	〃	〃	〃
	米泉	〃 1.60m～2.00m	〃	〃	〃

河川名	観測所名	準備	出動	状況	解除
高橋川	馬替	〃 0.90m～1.40m	〃	〃	〃
	四十万田橋	〃 0.40m～0.50m	〃	〃	〃
大野川	機具橋	〃 0.70m～0.80m	〃	〃	〃
浅野川	天神橋	〃 1.30m～1.70m	〃	〃	〃
		芝原橋水位観測所で 氾濫注意水位(2.10m)に達した とき	〃	〃	〃
		芝原橋雨量観測所で 60分雨量50mm以上を 観測したとき	〃	〃	〃
河北潟	貯木場 (内)	〃 0.80m～0.90m	〃	〃	〃
	潟端	〃 0.80m～0.90m	〃	〃	〃
	八田	氾濫注意水位に達 するか又は達する おそれのあるとき 0.80m～0.90m	〃	〃	〃
金腐川	御所 通学橋	〃 1.80m～2.00m	〃	〃	〃
	金腐川橋	〃 2.20m～2.80m	〃	〃	〃
森下川	薬師	〃 2.10m～3.10m	〃	〃	〃
	森本大橋	〃 2.30m～2.80m	〃	〃	〃
津幡川	津幡川	〃 3.60m～3.90m	〃	〃	〃

*地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 県が行う水防警報

① 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域		延長	
	起点	終点		
犀川	金沢市大桑町	浅野川放水水路合流点	海まで	12,800m
安原川	白山市横江町	J R北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	6,160m
伏見川	金沢市窪2丁目	窪大橋	犀川合流点まで	6,600m
高橋川	白山市鶴来古町	平等寺川合流点	伏見川合流点まで	12,450m
大野川	金沢市湊1丁目	金沢港防潮水門	金沢港大橋まで	4,600m
浅野川	金沢市田上本町	浅野川放水路	大野川合流点まで	13,700m
河北潟	かほく市内日角	宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで	11,945m
金腐川	金沢市東長江町	大滝橋700m上流	河北潟合流点まで	10,500m
森下川	金沢市車町	車橋	河北潟合流点まで	11,750m
津幡川	河北郡津幡町杉瀬	材木川合流点	河北潟(東部承水路)合流点まで	5,200m
宇ノ気川	かほく市宇気	塚越橋80m上流	河北潟(東部承水路)合流点まで	3,700m

② 水防警報を行う対象河川の基準観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	備考
犀川	下菊橋	清川町	下菊橋	1.90 m	2.50 m	
	示野橋	袋島町	示野橋	2.70 m	3.20 m	
安原川	長池	野々市市長池	長池	1.00 m	1.40 m	
	安原大橋	中屋町	安原大橋	1.60 m	2.20 m	
伏見川	山科	山科3丁目	山科	0.40 m	0.60 m	
	米泉	米泉町	米泉	1.60 m	2.00 m	
高橋川	馬替	馬替2丁目	馬替	0.90 m	1.40 m	
	四十万田橋	野々市市新庄1丁目	四十万田橋	0.40 m	0.50 m	
大野川	機具橋	湊3丁目	機具橋	0.70 m	0.80 m	
浅野川	天神橋	材木町	天神橋	1.30 m	1.70 m	
	芝原橋	羽場町	芝原橋	1.80 m	2.10 m	
河北潟	貯木場(内)	湊1丁目	貯木場(内)	0.80 m	0.90 m	
	潟端	津幡町潟端	潟端	0.80 m	0.90 m	
	八田	才田町	八田	0.80 m	0.90 m	
金腐川	御所通学橋	御所町	御所通学橋	1.80 m	2.00 m	
	金腐川橋	大浦町	金腐川橋	2.20 m	2.80 m	

森下川	薬 師	河 原 市 町	薬 師	2.10 m	3.10 m	
	森 本 大 橋	北 森 本 町	森 本 大 橋	2.30 m	2.80 m	
津 幡 川	津 幡 川	河 北 郡 津 幡 町 杉 瀬	津 幡 川	3.60 m	3.90 m	

③ 水防警報の発表者、通報担当者及び受報者

河川名	発表者	通報担当者	受報者
高 橋 川 (馬替観測所)	県央土木 総合事務所長	県央土木 総合事務所長	金沢市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道
高 橋 川 (四十万田橋観測所)			金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道
犀 川 (下菊橋) (示野橋)			金沢市長 白山市長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長 北陸鉄道 JR西日本金沢支社
伏 見 川 (山科) (米泉)			金沢市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 北陸鉄道
金 腐 川 (御所通学橋) (金腐川橋)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 北陸鉄道
浅 野 川 (天神橋) (芝原橋)			金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 金沢港湾事務所長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道 北陸鉄道

河川名	発表者	通報担当者	受報者
森 下 川 (薬 師) (森 本 大 橋)	県央土木 総合事務所長	県央土木 総合事務所長	金沢市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道
大 野 川 (機 具 橋)			金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長、金沢港湾事務所長 北陸鉄道
安 原 川 (安原大橋観測所)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長
安 原 川 (長 池 観 測 所)	石川土木 総合事務所長	石川土木 総合事務所長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社
河 北 湍 (貯木場 (内) 観測所)	津幡土木 事務所長	津幡土木 事務所長	金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長、金沢港湾事務所長
河 北 湍 (湍 端 観 測 所)			金沢市長 かほく市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長
河 北 湍 (八 田 観 測 所)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長
津 幡 川			金沢市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道

③ 水防警報の通知の発表様式

水防警報の発表は、水防警報発表様式（別表 3、P69）のとおり。

4.3.3 津波に関する水防警報

（1）種類及び発表基準

津波に関する水防警報を行う河川・海岸及びその区域については、洪水、高波又は高潮により知事が指定した水防警報を行う区域とする。

種類	発表基準	内容
待機・準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

気象庁から津波警報が発表された後等、水防警報の受伝達に時間を要すること、ならびに、地震の影響により通信手段が途絶することがあり得ることから、初動は水防警報（待機・準備）が発表されているとみなし、気象庁の津波警報が発表された段階等で、各水防団においては報道機関等の情報入手に努めつつ、安全を確保し体制を整えていくものとする。

水防団員等の避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、住民等の海浜からの避難や災害時要配慮者の避難支援等の緊急対策を行う。

（2）水防警報の発表者、通報担当者及び受報者

津波に関する水防警報の発表者、通報担当者及び受報者については、洪水・高潮時の河川に関する水防警報、ならびに高波・高潮時の海岸に関する水防警報と同様とする。また、津波水防警報の発表様式は、津波水防警報発表様式（別表 4、P70）のとおり。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

金沢市内及び金沢市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が22箇所あるほか、金沢市内水整備課が管理する水位観測所（水門）が16箇所ある。

○県管理の水位観測所

河川名	観測所名	地先名	観測者名	堤防高	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
犀川	下菊橋	清川町	県央土木総合事務所	4.70 m	1.90 m	2.50 m	2.60 m	2.80 m
	示野橋	袋島町	〃	6.20 m	2.70 m	3.20 m	3.30 m	3.70 m
安原川	長池	野々市市長池	石川土木総合事務所	3.00 m	1.00 m	1.40 m	1.70 m	2.10 m
	安原大橋	上安原町	県央土木総合事務所	4.10 m	1.60 m	2.20 m	2.50 m	2.90 m
伏見川	山科	山科3丁目	〃	2.20 m	0.40 m	0.60 m	0.60 m	0.90 m
	米泉	米泉町	〃	4.80 m	1.60 m	2.00 m	3.10 m	3.50 m
高橋川	馬替	馬替2丁目	〃	4.00 m	0.90 m	1.40 m	1.60 m	1.80 m
	四十万田橋	野々市市新庄1丁目	〃	3.73 m	0.40 m	0.50 m	0.60 m	0.80 m
大野川	機具橋	湊3丁目	〃	1.50 m	0.70 m	0.80 m	1.00 m	1.10 m
	貯水場(外)	湊1丁目	〃	-	T.P 0.70 m	T.P 0.80 m	-	-
浅野川	芝原橋	羽場町	〃	3.20 m	1.80 m	2.10 m	-	-
	小橋	小橋町	〃	5.00 m	2.80 m	2.90 m	-	-
	天神橋	材木町	〃	3.90 m	1.30 m	1.70 m	1.90 m	2.20 m
河北潟	貯木場(内)	湊1丁目	〃	-	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m
	潟端	津幡町潟端	津幡土木事務所	T.P 3.00m	T.P 0.80 m	T.P 0.90 m	T.P 1.10 m	T.P 1.20 m
河北潟	八田	才田町	〃	T.P 3.00m	T.P 0.80 m	T.P 0.90 m	T.P 1.10 m	T.P 1.20 m
金腐川	御所通学橋	御所町	県央土木総合事務所	3.50 m	1.80 m	2.00 m	2.10 m	2.50 m
	金腐川橋	大浦町	〃	4.50 m	2.20 m	2.80 m	3.10 m	3.30 m

河川名	観測所名	地先名	観測者名	堤防高	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
森下川	薬 師	河原市町	〃	6.05 m	2.10 m	3.10 m	3.80 m	4.00 m
	森本大橋	北森本町	〃	5.80 m	2.30 m	2.80 m	2.90 m	3.60 m
津幡川	津 幡 川	河北郡津 幡町杉瀬	津幡土木事務所長	7.20 m	3.60 m	3.90 m	4.20 m	4.90 m
宇ノ気 川	宇ノ気川	かほく市 森	〃	4.80 m	1.50 m	2.35 m	2.60 m	2.90 m

○金沢市内水整備課が管理する水位観測所（水門）

河川名	観測所名	地先名	観測者名
泉 用 水	野 町 放 水 門	野町	金沢市内水整備課
	西泉2丁目制水門	西泉2丁目	〃
鞍 月 用 水	菊 川 放 水 門	菊川1丁目	〃
	香 林 坊 放 水 門	香林坊2丁目	〃
大 野 庄 用 水	片 町 取 水 門	片町2丁目	〃
木 曳 川	中 橋 制 水 門	中橋町	〃
	松 村 制 水 門	示野中町	〃
辰 巳 用 水	小 立 野 放 水 門	小立野2丁目	〃
	鳩 放 水 門	末町	〃
	石 引 制 水 門	石引2丁目	〃
	石 引 4 丁 目 制 水 門	石引4丁目	〃
	広 坂 放 水 門	広坂2丁目	〃
	せ せ ら ぎ 制 水 門	下堤町	〃
小 坂 用 水	小 坂 町 南 放 水 門	小坂町	〃
	御 所 町 取 水 門	御所町	〃
高 島 3 号 雨 水 幹 線	間 明 放 水 門	間明町	〃

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

金沢市内及び金沢市が関係する雨量観測所は、県管理の雨量観測所が12箇所あり、金沢市内水整備課が管理する雨量観測所が20箇所ある。

○県管理の雨量観測所

河川名	観測所名	地先名	観測者	摘要
伏 見 川	米 泉	米泉町	県央土木総合事務所	
	水 防 窪	窪	〃	

河川名	観測所名	地先名	観測者	摘要
浅野川	芝原橋	羽場町	〃	
	水防山の	山の上町	〃	
高橋川	四十万田橋	野々市市新庄1丁目	〃	
森下川	田島	田島町	〃	
	森本大橋	北森本町	〃	
深谷川	四王寺	四王寺町	〃	
竹又川	東原	東原町	〃	
浅野川	俵	俵町	〃	
大野川	機具橋	湊3丁目	〃	
弓取川	県央土木総合	直江南2丁目	〃	

○金沢市内水整備課が管理する雨量観測所

河川名	観測所名	地先名	観測者	摘要
森下川	四坊高坂	四坊高坂町	金沢市内水整備課	
	土子原	土子原町	〃	
	北森本	北森本町	〃	
高橋川	四十万駅横	南四十万3丁目	〃	
大野川	大野こまちなみ公園	大野町4丁目	〃	
犀川	大道割	大桑町	〃	大桑配水池
	諸江・二口	若宮町	〃	中央市場近く
	みどり2号	みどり2丁目	〃	みどり団地
	庁舎屋上	広坂	〃	市役所
浅野川	鞍降橋	蚊爪町	〃	東蚊爪
	田上中央公園	田上1丁目	〃	田上中央公園
	板ヶ谷	板ヶ谷	〃	
金腐川	鳴和町	鳴和町	〃	
	夕日寺	夕日寺町	〃	
伏見川	久安大橋	久安4丁目	〃	
	古府町東	古府3丁目	〃	
	八日市	八日市5丁目	〃	
大野川	木越	木越2丁目	〃	
	問屋団地	問屋町2丁目	〃	
	粟崎	粟崎町	〃	粟崎排水ポンプ場

第6章 水防に関する主な情報

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

6.1 かなざわ雨水情報

6.1.1 かなざわ雨水情報（一般向け）【金沢市公式HP内】

本市ホームページを通じ、市民への雨量及び河川水位などの情報の発信を行うものである。

- ・ U R L : パソコン版 <http://usui.city.kanazawa.lg.jp/>
スマートフォン版 <http://usui.city.kanazawa.lg.jp/sp/>
携帯電話版 <http://usui.city.kanazawa.lg.jp/mobile/>



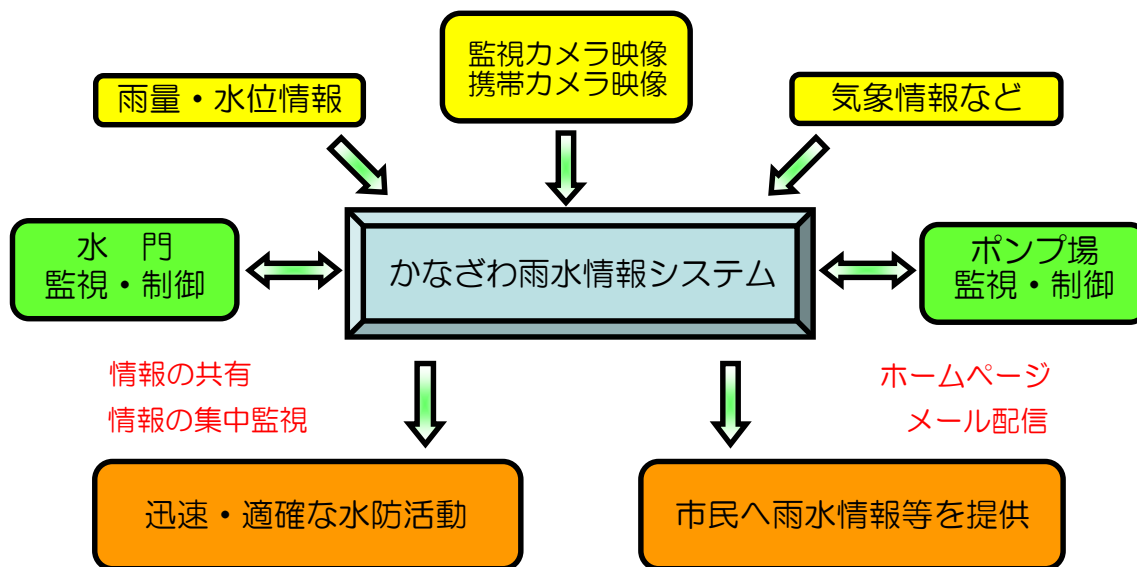
画面例：かなざわ雨水情報 トップページ

6.1.2 提供情報

雨量水位観測情報（10分毎）、特別警報・警報・注意報メール配信、雨量データメール配信、災害状況メール配信

6.1.3 かなざわ雨水情報システム（水防本部職員向け）

各種施設における情報収集及び運転制御の連携を図り、監視システムとして統合一元化するとともに、気象情報等関係機関からの様々な情報を集約し、集中監視を行い、迅速かつ的確な水防活動の強化を図る。



かなざわ雨水情報システム概念図

◆主なシステム機能

(1) 施設管理

・水門開閉管理	・・・	63箇所
・ポンプ運転管理	・・・	27箇所
・貯留施設運転管理	・・・	4箇所
・除塵機運転管理	・・・	2箇所

(2) 映像等監視

・映像監視	・・・	45箇所（石川県監視所17箇所含む）
・簡易型像監視	・・・	6箇所
・雨量監視	・・・	36箇所（石川県観測所10箇所含む）
・水位監視	・・・	44箇所（石川県観測所19箇所含む）
・流向監視	・・・	3箇所【各箇所2台 計6基】

6.2 関係機関からの情報（国土交通省、気象庁、石川県）

（1）国土交通省 川の防災情報

- ・ U R L : パソコン・スマートフォン版 <http://www.river.go.jp/>
- ・ 提供情報：雨量水位情報、レーダ観測雨量、河川の予報・警報等

（2）気象庁

- ・ 気象警報・注意報
<http://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- ・ アメダス
<http://www.jma.go.jp/bosai/amedas/>
- ・ 高解像度降水ナウキャスト
<http://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

（3）石川県河川総合情報システム

- ・ U R L : パソコン・スマートフォン版 <http://kasen.pref.ishikawa.jp/ishikawa/>
携帯電話版 <http://kasen2.pref.ishikawa.lg.jp/tel>
- ・ 提供情報：雨量水位観測情報（10分毎、1時間毎）

（4）浸水想定区域図（金沢河川国道事務所、石川県河川課）

- ・ U R L : 国管理河川 https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/mb3_bousai/shinsui/index.html
県管理河川 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kasen/sinsui-m/index.html>
- ・ 提供情報：浸水想定区域図

（5）石川県土砂災害情報システム SABO アイ（石川県砂防課）

- ・ U R L : パソコン版・スマートフォン版 <https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp>
携帯電話版 <https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp/sabo-i/m/>
- ・ 提供情報：土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報等

（6）防災情報いしかわ（金沢河川国道事務所）

- ・ U R L : <https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/bousai-info-ishikawa/index.html>
- ・ 提供情報：雨量水位情報、レーダ雨量、ライブ映像、道路情報等

（7）石川県防災気象情報（石川県危機対策課）

- ・ U R L : http://www.micosfit.jp/ishikawa_pref_bousai/
- ・ 提供情報：気象庁防災情報、雨量水位情報、一般気象情報等

- (8) 石川みち情報ネット（石川県道路整備課）
- ・ U R L : パソコン版 <https://douro.pref.ishikawa.lg.jp/>
携帯電話版 <http://douro-k.pref.ishikawa.jp/k/index.html>
 - ・ 提供情報 : 通行規制情報、積雪・気温情報等
- (9) 石川県防災ポータル（石川県危機対策課）
- ・ U R L : <https://pref-ishikawa.secure.force.com/>
 - ・ 提供情報 : 気象庁防災情報、雨量水位情報、一般気象情報等
- (10) 津波浸水想定区域図（石川県危機対策課）
- ・ U R L : https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/tsunami/h28tsunami.html
 - ・ 提供情報 : 津波浸水想定区域図
- (11) リアルタイムナウファス（国土交通省港湾局）
- ・ U R L : パソコン版 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/index.html>
 - ・ 提供情報 : 有義波実況・周期帯波浪実況・潮位実況・毎分沖平均水面図
- (12) 道路冠水想定箇所マップ
- ・ U R L : パソコン版 <http://www.pref.ishikawa.jp/michi/kansui/index.html>
 - ・ 提供情報 : 道路冠水想定箇所

第7章 各施設（水門・調整池）の操作・機能点検

7.1 各施設の操作・機能点検

（1）水門の操作・機能点検

逆流防止水門（別表5、P71-P74）の開閉は、緊急の場合を除き本部長の指示により行うものとする。また、水門の管理者は、常に気象等の状況に留意し、気象注意報等が発表された後は水位の変動を監視するとともに、逆流防止水門については、必要に応じ別に定める水門操作要領（参考1、P92）に則して、迅速・確実に門扉等の開閉を行う。

管理者は、毎年、出水期前に門扉の開閉操作等が円滑かつ確実に行えるように点検整備を行うとともに、逆流防止水門の操作技術習熟のため、関係者を集め操作技術講習会を開催しなければならない。

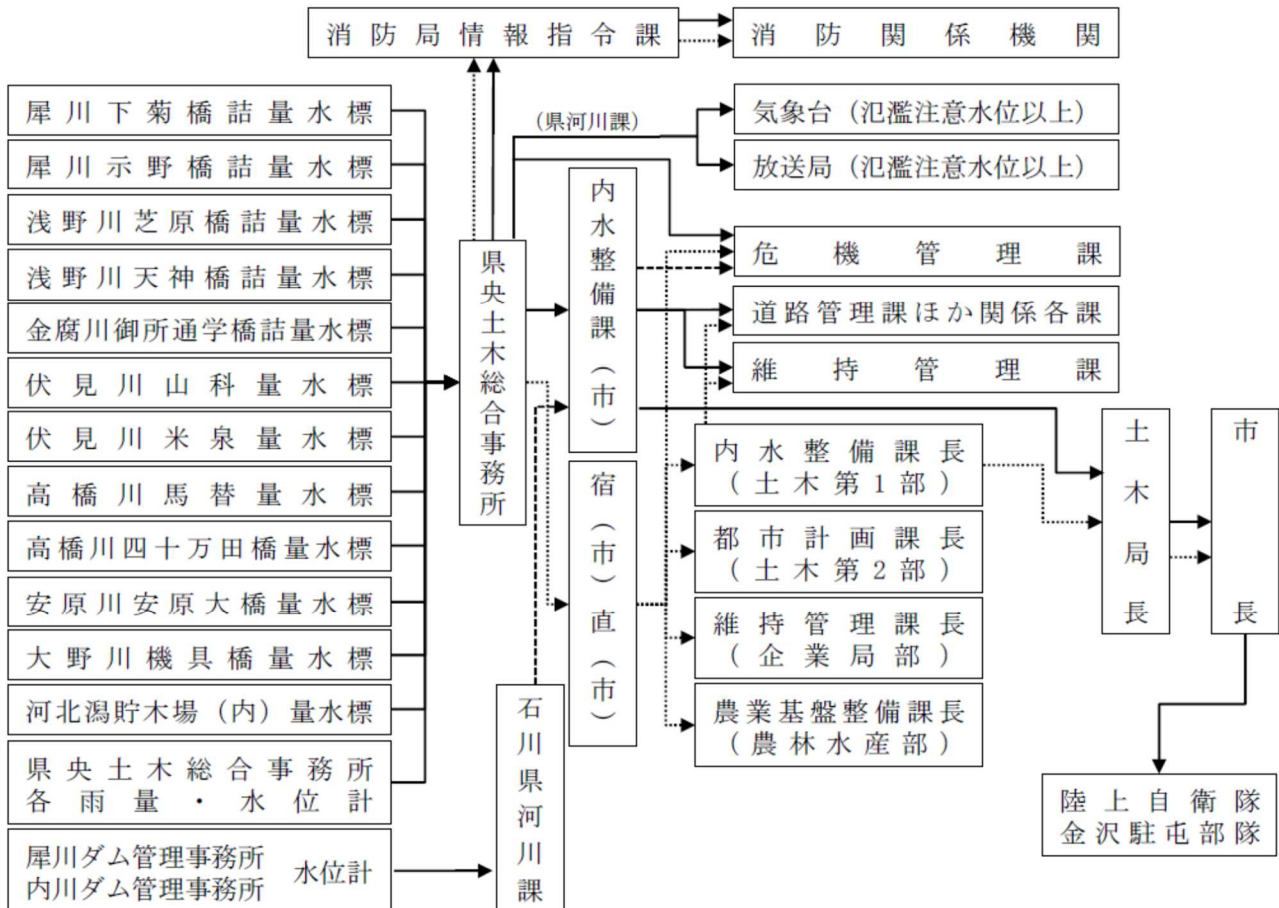
（2）調整池の機能点検

開発行為等により調整池を設置した箇所（別表6-1、別表6-2、P75-83）について、出水時期の前に機能点検を行い必要な補修、清掃または機能改善勧告を行うものとする。

第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。



8.2 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

(1) 衛星電話配備

水防活動に際しての監視および警戒、輸送および資材補充、水防作業、避難および救助等に関するの情報通報、相互連絡は金沢市衛星電話（別表7、P84,85）等により迅速かつ適確に実施するものとする。

第9章 水防施設

9.1 水防倉庫及び水防資器材

(1) 水防用資器材倉庫は以下のとおりである。

金沢市高畠水防倉庫（犀川、安原川、馬場川、木曳川、浅野川）

- 〃 森本水防倉庫（森下川、金腐川）
- 〃 河原市水防倉庫（森下川、金腐川）
- 〃 南部水防倉庫（伏見川、高橋川、碓川）
- 〃 湖南水防倉庫（浅野川、金腐川、大宮川）
- 〃 安原水防倉庫（安原川、馬場川、十人川）

石川県大桑水防倉庫（犀川）

- 〃 神田水防倉庫（高橋川、伏見川、木呂川、十人川、馬場川、安原川）
- 〃 松寺水防倉庫（浅野川、金腐川、弓取川）
- 〃 七ツ屋水防倉庫（浅野川、金腐川）
- 〃 赤土水防倉庫（犀川、安原川、大徳川、新大徳川、木曳川）

(2) 水防用資材の備蓄数量は9.4のとおりであるが、随時数量等保管状況を点検し緊急事態に備えるものとする。

(3) 市内11箇所の水防倉庫のほかに、11箇所の水防資材庫（湊雨水ポンプ場・戸板雨水ポンプ場・保古雨水ポンプ場・古府雨水ポンプ場・涌波除雪基地・木越雨水ポンプ場・木谷公園・近岡町・山科1丁目・泉本町5丁目・末町）を設置し緊急時に備える。

(4) 器材工具等特殊なものを除き、平常使用のものを充てるが、緊急時に際し、数量不足による作業能率の支障をきたさないよう適切な数量を保管、確保するものとする。

9.2 水防倉庫担当区域一覽表

河川名	倉庫名	所在地	所有別	倉庫担当区域	
				区 域	延 長
森下川 金腐川	金沢市 森本水防倉庫	金沢市 大場町東 190	(指) 金沢市	不動寺橋～河北潟 東長江～金腐川鉄道橋	両 6,980m
	金沢市 河原市水防倉庫	金沢市 河原市町本 123-1	金沢市		両 4,000m
犀原川 安馬場川 浅野川 木曳川	金沢市 高畠水防倉庫	金沢市 高畠 3 丁目 113	(指) 金沢市	J R 橋～河口 上荒屋～犀川合流点 矢木～安原川合流点 銚子口～浅野川鉄道橋 示野(松村)～要川合流点	両 7,000m 両 5,000m 両 1,150m 両 8,000m 両 2,613m
伏見川 高碓川	金沢市 南部水防倉庫	金沢市 額新町 1 丁目 215	(指) 金沢市	窪大橋～高橋川合流点 四十万～伏見川合流点 (野々市市区域は除く) 四十万～高橋川合流点	両 2,790m 左 2,660m 石 4,390m 両 1,700m
浅野川 金腐川 大宮川	金沢市 湖南水防倉庫	金沢市 大浦町ヲ 57-1	(指) 金沢市	松寺町～大野川合流点 金腐川鉄道橋～河北潟合流点 大浦町(猫橋)～ "	両 4,000m 両 6,000m 両 3,435m
安原川 安馬場川 十人川	金沢市 安原水防倉庫	金沢市 福増町北 831-1	(指) 金沢市	上荒屋～犀川合流点 矢木 2 丁目～上安原 J R 橋～犀川合流点	両 5,000m 両 1,200m 両 4,050m
犀川	大桑水防倉庫	金沢市 大桑町ム 1-1	(正) 石川県	大桑町～J R 橋	両 5,000m
十人川 伏見川 木呂川 高橋川 馬場川 安原川	神田水防倉庫 (石川土木総合 事務所管理河川 含む)	金沢市 神田 2 丁目 74-1	(正) 石川県	八日市～犀川合流点 高橋川合流点～ " 野々市市若松～伏見川合流点 馬替～横川 (野々市市区域) J R 橋～矢木(" "～上荒屋("	左 4,050m 両 4,040m 両 3,500m 左 2,840m 右 1,110m 両 1,500m 両 1,000m
浅野川 金腐川 弓取川	松寺水防倉庫	金沢市 松寺町ヨ 85	(正) 石川県	浅野川鉄道橋～大野川合流点 金腐川鉄道橋～河北潟合流点 問屋町～大野川合流点	両 6,500m 両 6,000m 両 2,140m
浅野川 金腐川	七ツ屋 水防倉庫	金沢市 西堀川町 72- 19	(正) 石川県	銚子口～浅野川鉄道橋 御所～金腐川鉄道橋	両 8,000m 両 2,500m
犀原川 安原川 大徳川 新大徳川 木曳川	赤土水防倉庫	金沢市 赤土町リ 64-1	(正) 石川県	伏見川合流点～河口 上荒屋～犀川合流点 藤江～大野川合流点 戸水～大野川合流点 示野(松村)～要川合流点	両 4,050m 両 5,000m 両 3,650m 両 1,900m 両 2,613m

9.3 捨石等資材置場一覽表

河川名	名称	所有	面積	資材・数量	位置
犀川	大桑水防 資材置場	石川県	100 m ²	4.0tブロック 2個 3.0tブロック 48個 2.0tブロック 18個 0.2tブロック 83個 捨石 20 m ³	金沢市大桑町タ 53 (浅野川放水路下流左岸)
浅野川	大浦水防 資材置場	石川県	1,000 m ²	5.5tブロック 24個 4.5tブロック 2個 3.5tブロック 50個 3.0tブロック 10個 2.0tブロック 95個 0.2tブロック 2,300個 捨石 30 m ³	金沢市大浦町ト 117 (金腐川・金腐川橋上流右岸)

9.4 水防資器材備蓄調書

(1) 金沢市管理分

資器材名	倉庫名	森本 水防倉庫	河原市 水防倉庫	高畠 水防倉庫	南部 水防倉庫	湖南 水防倉庫	安原 水防倉庫	小 計
	単位	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
鉄線蛇籠	本	20		40	30	20	30	140
玉石	m ³							
鉄線	kg	50		295	50	50	50	495
たたみ	枚	15		14	24	23	30	106
麻袋	〃							
ナイロンのう (完成品)	〃	15,000 (1,100)	8,000 (300)	25,000 (1,950)	25,000 (1,200)	25,000 (1,500)	35,000 (1,900)	133,000 (7,950)
大型土のう	〃	60		100	100	100	100	460
二子縄	玉							
杭	本			160	60	120	90	430
丸太	〃	35		65	72	70	60	302
ロープ	丸	3	3	3	3	3	3	18
ワイヤーロープ	〃							
厚板	枚				9	16		25
釘	kg							
シート	枚	45	30	100	150	200	240	765
鉄杭	本	500	50	500	590	810	1,100	3,550
カケヤ	丁	5	1	5	5	5	5	26
ハンマー	〃	35	10	30	55	55	110	295
スコップ	〃	35	20	70	60	65	130	380
ツルハシ	〃	1		1	2			4
一輪車	車	10	3	10	20	20	40	103
ノコギリ	丁	2		2	2	1	1	8
オノ	〃	1	2	1	2	1	4	11
ナタ	〃	1			1	2	2	6

(2) 県央土木総合事務所管理分

資器材名	倉庫名	大桑 水防倉庫	神田 水防倉庫	松寺 水防倉庫	七ッ屋 水防倉庫	赤土 水防倉庫	小 計
	単位	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
鉄線蛇籠	本	30	150	130	30	10	350
玉石	m ³						
鉄線	kg		140	5	10		155
たたみ	枚		5				5
麻袋	〃		200	200			400
ナイロンのう (完成品)	〃	8,000	6,800 (550)	4,500 (800)	100 (100)	2,000	21,400 (1,450)
大型土のう	〃	50	160	290		80	580
二子縄	玉			96			96
杭	本	120	7	70		10	207
丸太	〃			30			30
ロープ	丸	6	7	13	2	5	33
ワイヤーロープ	〃			3			3
厚板	枚			2			2
釘	kg						
シート	枚	10	50	30	20	20	130
鉄杭	本	39	19	250	30	15	353
カケヤ	丁	5	3	14	3	5	30
ハンマー	〃	5	4	7	1	5	22
スコップ	〃	14	24	20	5	10	73
ツルハシ	〃		1	2		1	4
一輪車	車	4	8	5		3	20
ノコギリ	丁		2	8		1	11
オノ	〃		4	6		1	11
ナタ	〃			2		1	3

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 水防本部の非常配備

水防本部は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

種別	配備の内容	配備基準
第1次配備	情報連絡活動のため土木第1部、第2部及び消防部の少数人員をもってあたるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1. 次の各注意報の1以上が発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2. その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき
第2次配備	水防本部各部、班の所要人員をもってあたるもので事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替えるものとし、高度の活動ができる体制とする。	1. 次の各警報の1以上が発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 2. 氾濫注意水位に達するか又はおそれのあるとき 3. 水防警報が発表されたとき 4. 気象注意報警報の発表下において、60分雨量50mm以上を観測したとき 5. その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき
第3次配備	全本部員をもってあたるもので、状況により他に協力隊を編成し、直ちに活動できる完全な体制とする。	1. 被害が特に甚大と予想されるとき 2. 予想されない重大な災害が突発したとき 3. 避難判断水位に達したとき 4. 本部長が状況により特に当該非常配備を指令したとき 5. 特別警報が発表されたとき

*なお、地震及び津波による水害が予想される場合は上表を準拠する。

(2) 配備体制の発令および各部（班）の編成要領

土木第1部長（土木局長）は、配備体制をとる必要があると認めた場合は本部長にはかり、必要な体制を決定し発令する。

各部（班）長は、配備体制の種別に応じた規模と分担事務により自部（班）を編成し配備段階に即した活動ができるように定めておくものとする。

(3) 本部員の留意事項

ア. 所属部員は、重責であることを自覚し、常に気象状況の変化に注意し、出動が予想されるときは、自主的に参集しなければならない。

イ. 水防体制発令後は、できる限り不急の外出をさけて待機しなければならない。

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時巡視

本部長は、区域内的の河川等について常時監視員を設け、随時巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、必要な措置を講ずるものとする。ただし水防上危険な箇所の管理者が別にあるときはその者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

(2) 出水時巡視

台風等、今後大きな被害が予想されるときは、時間的余裕を十分考慮して河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、直ちに本部長に報告するものとする。

ア. 堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位・潮位の上昇

イ. 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ. 川側又は海側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ. 住居地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

オ. 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ. 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

キ. その他、特に報告が必要と認められる場合（事象）

(3) 地震後巡視

震度4以上の地震が発生した場合、本部長及び各施設の管理者は、必要に応じ関係河川、海岸、堤防・津波防護施設、ため池等について巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、前記に準じ関係官署に連絡するものとする。

(4) 非常警戒および通報

土木部員、消防部員は、水防体制が発令されたときからあらかじめ定められた区分に従い水防区域の監視および警戒し、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として堤防の表側、天端、裏側を注意し、特に次の状態に注意し異状を発見した場合は、直ちに本部長に連絡するものとする。

A：河川、排水路の場合

- ア. 裏法の漏水または飽水による亀裂、及び欠け崩れ
- イ. 表法で水当りの強い場所の亀裂、又は欠け崩れ
- ウ. 天端の亀裂又は沈下
- エ. 堤防の越水状況
- オ. 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ. 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状
- キ. その他、特に報告が必要と認められる場合（事象）

B：ため池の場合（Aの場合のほか、次の点にも注意）

- ア. 取入口の閉塞状況
- イ. 流域の山崩れの状態
- ウ. 流入水ならびにその浮遊物の状態
- エ. 余水吐および放水路付近の状態
- オ. 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- カ. 樋管の漏水による亀裂および欠け崩れ

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、（別表8、P86-P88）のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委託を受けた者は一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

10.6 避難のための立退き

- ① 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長またはその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、所轄警察署長にその旨を通知するものとする。
- ② 上記の指示については、衛星電話、広報車、サイレン、災害メール（ぼうさいドットコム、かなざわ雨水情報）等をもって伝達する。
- ③ 水防警報河川における避難指示（緊急）等の目安は次のとおりである。

平時から設定されている河川の危険水位	水位	増水時に左記項目から知事が発する警報	判断目安	避難場所目安
危険水位	高		(避難完了)	
氾濫危険水位		〇〇川氾濫危険情報	避難指示（緊急） 避難勧告	
避難判断水位		〇〇川氾濫警戒情報	避難準備・高齢者等避難開始	避難所開設 (自主避難に対応)
氾濫注意水位		水防警報（出動）		
水防団待機水位	低	水防警報（準備）		

- ④ 避難の場所等は状況によりその都度指示伝達するものであるが、おおむね次のとおりである。

河川名	注 意 を 要 す る 区 域				
	番号	地 名	岸	延長(m)	拠点避難場所
犀 川	1	金沢市普正寺町～佐奇森町	左	1,550	二塚公民館※2・木曳野小学校※2
	2	〃 金石1丁目～普正寺町	右	850	金石町小学校
	3	〃 二ツ寺町	左	100	二塚公民館※2・緑小学校※2
	4	〃 佐奇森町	左	240	二塚公民館※2
	5	〃 十三間町～中川除町	右	700	犀桜小学校(旧新堅町小学校)※2
	6	〃 清川町	左	700	泉小学校
伏見川	7	〃 古府2丁目	左	170	二塚公民館※2
	8	〃 進和町～間明町2丁目	右	177	新神田小学校※2
	9	〃 黒田1丁目	左	140	西南部小学校※2

河川名	注 意 を 要 す る 区 域				
	番号	地 名	岸	延長(m)	拠点避難場所
伏見川	1 0	〃 黒田1丁目	左	20	〃
	1 1	〃 窪6丁目	左	100	伏見台小学校
	1 2	〃 山科3丁目	右	100	富樫小学校
高橋川	1 3	金沢市南四十万3丁目	右	214	額小学校※2・四十万小学校※2
大徳川	1 4	金沢市桂町	左	70	大徳小学校※2・木曳野小学校※2
	1 5	〃 桂町	左	164	〃
	1 6	〃 桂町	右	360	〃
弓取川	1 7	金沢市直江町～問屋町3丁目	左	1,570	鞍月小学校※2・諸江町小学校※2
	1 8	〃 大河端町～三口町	右	1,650	浅野川小学校※2
浅野川	1 9	金沢市堀川町～笠市町	左	100	此花公民館※2
	2 0	〃 昌永町	右	10	森山町小学校※2
	2 1	〃 東山1丁目	右	460	馬場小学校※3
	2 2	〃 並木町～材木町	左	560	材木公民館※2
金腐川	2 3	金沢市鳴和1丁目～大樋町	左	150	森山町小学校※2
	2 4	〃 鳴和1丁目～小坂町	右	150	森山町小学校※2・小坂小学校※2
森下川	2 5	金沢市北森本町	右	900	森本小学校※2
	2 6	〃 南森本町～塚崎町	左	1,650	花園小学校※2
木曳川	2 7	〃 寺中町～示野町	左	1,190	大徳小学校※2・木曳野小学校※2
	2 8	〃 寺中町～松村町	右	1,220	大徳小学校※2・木曳野小学校※2
大宮川	2 9	金沢市東蚊爪町～大浦町	左	1,630	大浦小学校※2
	3 0	〃 大浦町	右	1,630	〃
	3 1	〃 大浦町	左	50	〃
	3 2	〃 大浦町	右	50	〃
大野川	3 3	金沢市湊2丁目	左	470	〃
	3 4	〃 湊1丁目	左	20	〃
県央土木総合事務所 管内計				19,115	

※2：拠点避難場所の2階以上に避難する。

※3：拠点避難場所の3階以上に避難する。

⑤ 避難立退きの順序

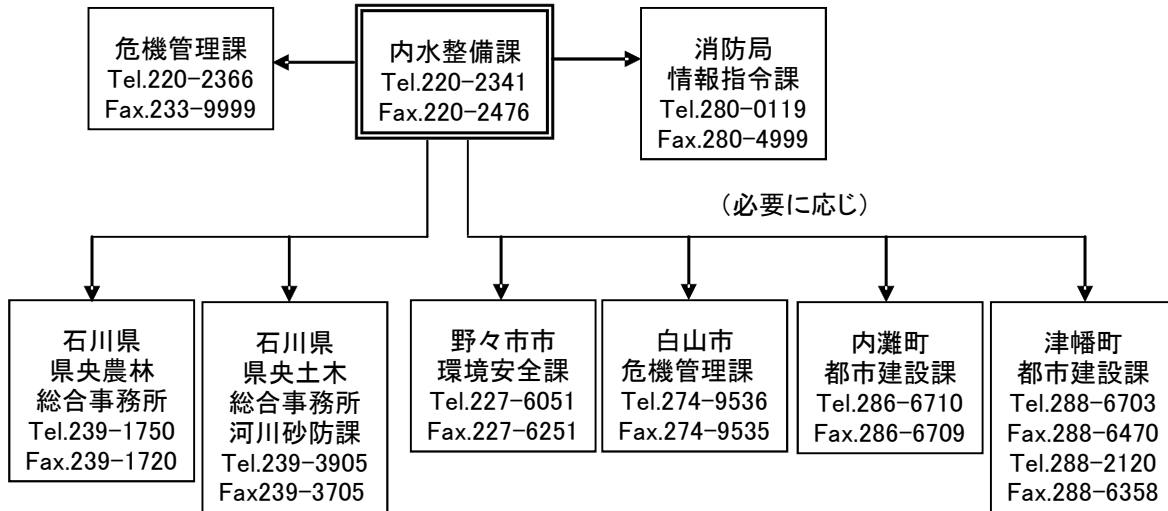
- イ. 第1次：高齢者や子どもなど災害時に手助けが必要な市民（災害時要配慮者）
- ロ. 第2次：上記以外の市民

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊の通報（法第25条）および決壊後の処理（法第26条）

堤防その他の施設に決壊を生ずるおそれがあるとき、もしくは決壊した場合は、直ちに各河川の関係者に連絡するとともに、応急工事の処置を講ずるなどして、できる限り氾濫による被害の拡大防止に努めるものとする。

決壊の通報



* 必要に応じて、隣接する水防管理団体に通報する。

10.8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮、津波のおそれなくなったときで、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに石川県県央土木総合事務所に報告するものとする。

10.9 河北潟（大野川）水防情報連絡要領

(1) 基準水位観測所

河北潟における洪水時の基準水位観測所は、津幡土木事務所で監視する八田観測所とする。ただし、休日および夜間において、津幡土木事務所が非常配備体制に入るまでは、貯木場水門（内水位）観測所とする。

(2) 情報連絡系統

河北潟における水位が、水防団待機水位および氾濫注意水位を超えた場合の情報連絡は（別表9、P89）のとおりとする。

10.10 輸送及び資材補充

輸送は市有自動車、応急復旧業者をもって必要資材、作業員の輸送、避難のための人員輸送にあたる。市有自動車の確保は次表によるものとし、応急復旧業者については事前に協定を結んでおくものとする。

種 類	型 式	所有者または責任者	確保台数
軽トラック	小型	金沢市道路管理課	2
普通トラック	〃	〃	2
ダンプトラック	〃	〃	5
〃	〃	金沢市環境局ごみ減量推進課	6
タイヤショベル	〃	金沢市道路管理課	3
計			18

第 11 章 土砂災害対策

11.1 目的

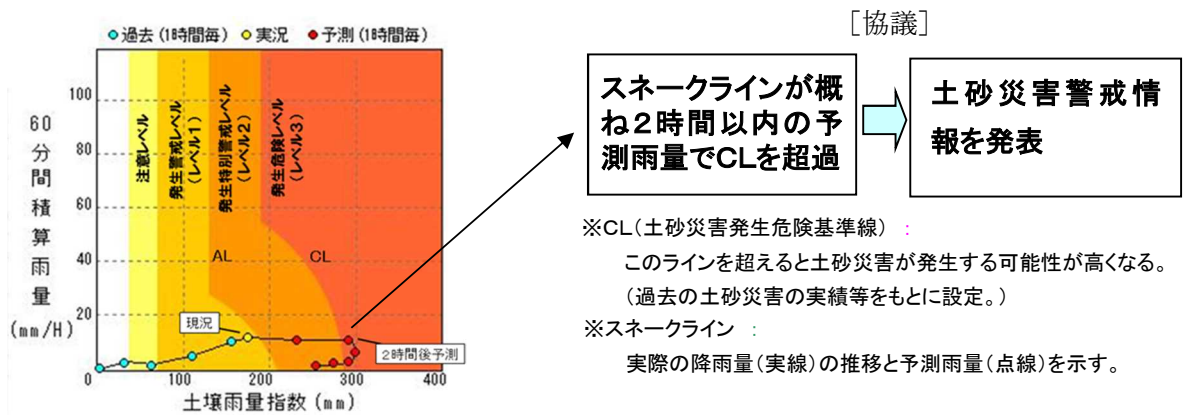
土砂災害警戒情報は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、市町長が防災活動や住民等への避難指示発令の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難を支援することを目的としており、県砂防課と金沢地方気象台が共同で発表するものである

なお、「大雨警報（土砂災害）」（「大雨特別警報（土砂災害）」を含む）発表後の発表となることから、土砂災害の危険性が最も高いことを示す情報として位置付けられている。

11.2 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する概ね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険雨量に達するときに行うものとする。具体的には、「大雨警報（土砂災害）」（「大雨特別警報（土砂災害）」を含む）発表後、実際の降雨量とレーダー観測により予測される降雨量から解析した雨量と、地面に含む水分量（土壌雨量指数）から求めた計算値（スネークライン）が、地域毎に設定してある土砂災害発生危険基準線（CL）を概ね2時間以内に超えると判定されたとき、県砂防課と金沢地方気象台が協議のうえ、市町単位で発表するものとする。

なお、土砂災害情報システム（SABOアイ）で確認できる。



【土砂災害情報システム(SABOアイ)アドレス : <https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp>】

11.3 解除基準

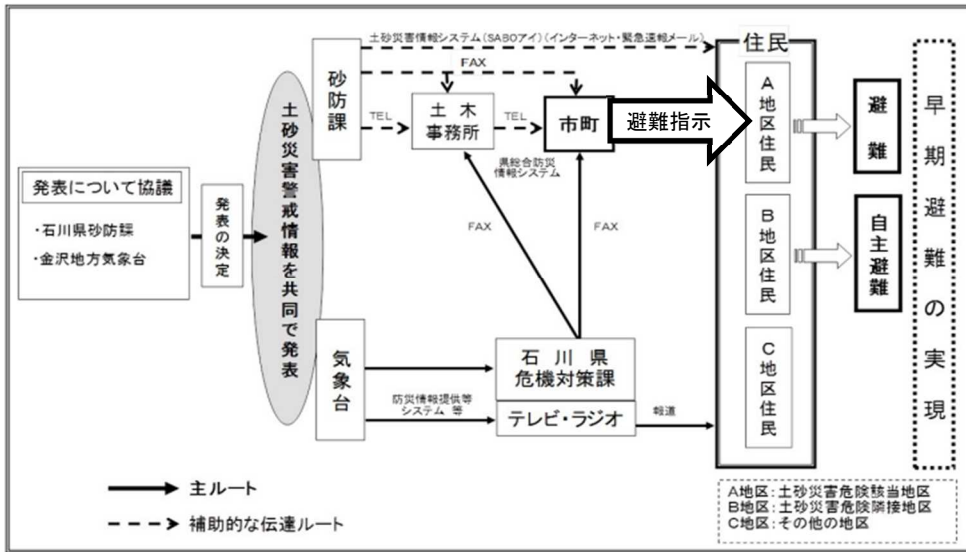
土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うものとする。具体的には、スネークラインが土砂災害発生危険基準線（CL）を下回り、パトロールや情報収集等により、今後新たに広範な土砂災害が発生するおそれが無いと見込まれるときに、解除するものとする。

11.4 大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報による警戒避難体制
 大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、市長は当該地域住民の生命、身体を土砂災害から保護する必要があると認められるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示を発令する。

また、土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設に対しては、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに発令内容を伝達する。

なお、避難指示を発令した場合は、金沢市災害対策本部よりすみやかに県危機対策課に報告する。

土砂災害警戒情報の運用図

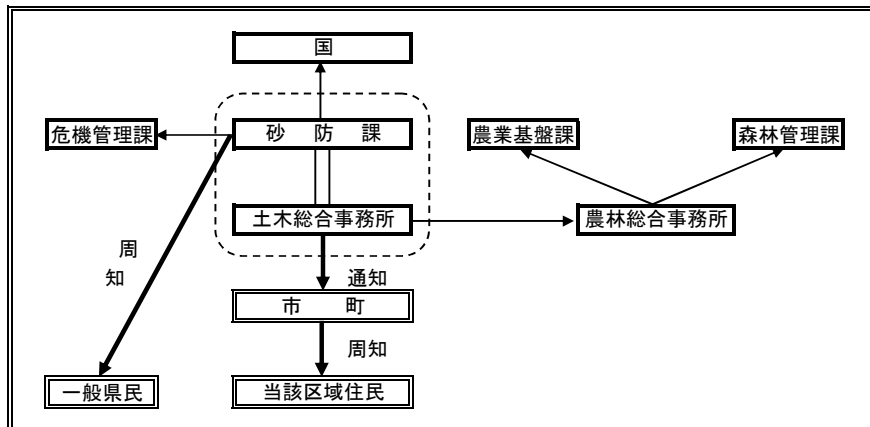




※ 金沢市内 土砂災害警戒区域等指定箇所：559箇所（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）

11.5 緊急調査及び土砂災害緊急情報

人家おおむね10戸以上に急迫した危険が予想される大規模な土砂災害の対応を円滑かつ的確に行なうことを目的に、国又は県は、重大な土砂災害が想定される地区及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を実施し、市町が適切に住民の避難指示を行えるよう、土砂災害緊急情報を通知・周知するものとする。

土砂災害緊急情報の運用



参考となる防災気象情報	行動を促す情報（避難情報等）
<p data-bbox="220 387 451 421">警戒レベル3相当</p> <p data-bbox="220 434 730 468">◇大雨警報（土砂災害）金沢地方気象台</p> <p data-bbox="220 481 628 515">◇土砂災害の危険度分布（警戒）</p> <div data-bbox="432 539 523 607" style="text-align: center;">  </div> <p data-bbox="220 624 451 658">警戒レベル4相当</p> <p data-bbox="220 672 478 705">◇土砂災害警戒情報</p> <p data-bbox="220 719 713 752">◇土砂災害の危険度分布（非常に危険）</p> <p data-bbox="248 766 319 799">※1)</p> <div data-bbox="432 831 523 898" style="text-align: center;">  </div> <p data-bbox="220 916 451 949">警戒レベル5相当</p> <p data-bbox="220 963 571 996">◇大雨特別警報（土砂災害）</p>	<div data-bbox="868 353 1323 468" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="884 371 1307 450">警戒レベル相当情報等、総合的に避難指示等の発令を判断する</p> </div> <p data-bbox="809 535 983 568">警戒レベル3</p> <p data-bbox="809 582 1010 616">◇高齢者等避難</p> <p data-bbox="809 629 1289 757">※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり自主的に避難</p> <p data-bbox="809 775 983 808">警戒レベル4</p> <p data-bbox="809 822 954 855">◇避難指示</p> <p data-bbox="809 965 983 999">警戒レベル5</p> <p data-bbox="809 1012 1217 1090">◇緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)</p>

出典) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）

※1) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注) 気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

第12章 水防信号、水防標識等

水防標識及び水防信号は、「石川県水防規則（昭和24年石川県規則第74号）」に準ずるものとする。

12.1 水防信号

水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動しなければならないことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動しなければならないことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため、立ち退かなければならないことを知らせるもの。

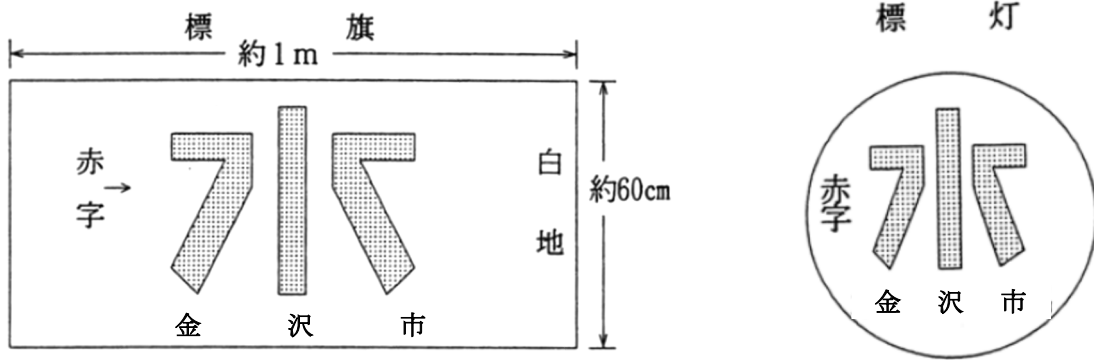
方法 区分	サイレン信号										
第1信号	約5秒 ○	約15秒 -	休止	○	約5秒 -	約15秒 -	約5秒 -	約15秒 -	約5秒 ○	約15秒 -	休止
第2信号	約5秒 ○	約6秒 -	休止	○	約5秒 -	約6秒 -	約5秒 -	約6秒 -	約5秒 ○	約6秒 -	休止
第3信号	約10秒 ○	約5秒 -	休止	○	約10秒 -	約5秒 -	約10秒 -	約5秒 -	約10秒 ○	約5秒 -	休止
第4信号	約1分 ○	約5秒 -	休止	○	約1分 -						

備考

1. 信号は適宜の時間、継続すること。
2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3. 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の発生のある場合は、上記に準じて水防信号を発する。

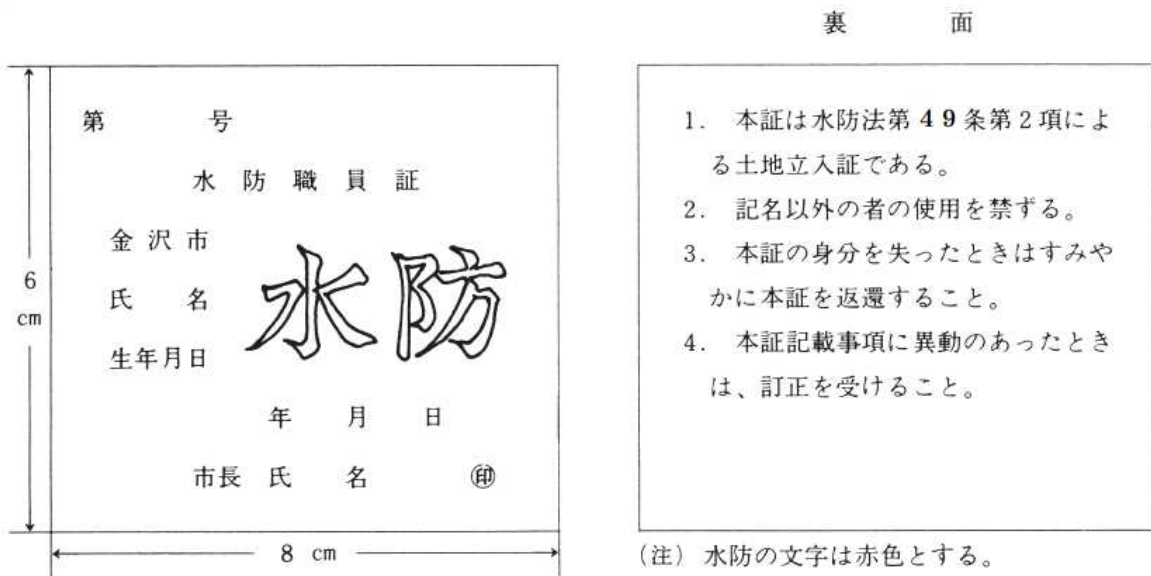
12.2 水防標識

水防用緊急自動車として使用する自動車は、次の標識を用いるものとする。



12.3 身分証票

法第49条の規定により、水防のため必要な土地に立ち入る場合には、次の身分証票を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。



第13章 協力及び応援

13.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（石川県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所や備蓄資機材の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

13.2 下水道管理者の協力

下水道管理者（公営企業管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<下水道管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対する下水道に関する情報の提供
(「かなざわ雨水情報」システムにより入手する情報)
- (2) 水防管理団体に対する氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

第14章 費用負担と公用負担

14.1 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第	号
公用負担権限委任証明書	
身分	
氏名	
上記の者に	の区域における水防法第28条第2項の権限行使を委任した
ことを証明します。	
年 月 日	
	市長 氏 名 印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号	公 用 負 担 証		
目 的 物		種 類		数 量
負 担 内 容		使 用	収 用	処 分 等
年	月	日		
				市 長 氏 名 印
		様		

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第15章 水防報告と水防記録

15.1 水防報告

本部長は、水防活動が終結したときは、石川県水防計画に基づく水防てんまつ報告書および水防実施状況報告書などにより必要事項をとりまとめて石川県県央土木総合事務所を經由して県本部へ報告するものとする。

水 防 て ん ま つ 報 告

1 降雨・洪水の増減

水防管理団体名

月 日	観測所名	時 刻	天 候	降 雨 状 況 (降り始め、総量)	水 位	警戒水位より通常水位に復するまでの毎時の観測値	摘 要

2 水防実施状況報告

県	管理団体名	指定非指定	報告年月日 年 月 日						
1 出水の状況	〇 〇 川	〇 〇 m 〇 〇 m 〇 〇 mm	所 要 経 費	人件費	手 当	円	県 補 助	円	
	氾 濫 注 意 水 位			〇 〇 m	そ の 他	円	管 理 団 体	円	
	出 水 位			〇 〇 m	物 件 費	雑 費	円	合 計	円
	雨 量			〇 〇 mm		燃 料 費	円		
2 水防実施箇所	左 〇 〇 支 派 川 右	〇 〇 地 先 〇 〇 川	資 材 費	円					
3 日 時	自 月 日 時 至 月 日 時		計	円					
4 出動人員概況	消 防 団 員	そ の 他	計	功 労 者 の 氏 名 年 齢 所 属 及 び 功 績 概 要	〔 管理団体の水防従事者の立場より見て記入すること 〕				
	名	名	名						
5 水防作業の概況及び方法	〇 〇 工 法 〇 〇 箇 所 〇 〇 川								
6 水防の結果	効 果	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	そ の 他
	被 害	m	町	町	戸	m	m	人	

3 その他の施設の異常の有無

河川名	地名	工種	被害内容	被害延長 m	被害金額	摘要

4 使用資材の種類及び人員数並びに回収分

備蓄所名	使用資材	使用員数	回収員数	損失金額	摘要

5 水防法第 28 条による負担命令の種類及び人員

種類	員数	損失額	損失者住所氏名	理由

6 警察災害救助隊の援助活動

7 立退き状況

8 水防関係者の死亡及び傷害

罹災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体名	摘要

9 殊勲者及びその功績

10 現場指導官公吏氏名

1 1 水防に要した経費

人件費	資材費	補償費	その他	合計	摘要

1 2 事後水位について考慮を要する点、その他水防管理者（市長）の所見

第16章 水防訓練

16.1 水防訓練

毎年出水期前に、水防本部及び関係機関と水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。水防訓練は実情に即応した規定により実施するものとし、特に一般市民の参加による水防思想の普及及び高揚に努めるとともに、関係官署や市民等と連携を図り、情報伝達体制や避難体制を確立していくものとする。

水防訓練の項目はおおむね次のとおりである。

- (ア) 観測（水位等）
- (イ) 通報（電話、無線、伝達）
- (ウ) 動員（水防本部職員、居住者の応援、河川管理者、下水道管理者等）
- (エ) 輸送（資材、器材、人員）
- (オ) 工法（各水防工法）
- (カ) 避難（危険区域居住者の避難）

第17章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

及び浸水の防止のための措置

17.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣は、洪水予報河川である手取川について、また、石川県知事は、水位周知河川である犀川、浅野川、伏見川、高橋川、安原川、大野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川及びその他小規模河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を（洪水）浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

現在、本市に係る（洪水）浸水想定区域図は次のとおりである。

○浸水想定区域図【手取川】

http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/mb3_bousai/shinsui/index.html

○浸水想定区域図【犀川、浅野川、伏見川、高橋川、安原川、大野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、木曳川、馬場川、十人川、木呂川、碓川、内川、平沢川、倉谷川、大徳川、新大徳川、弓取川、浅野川放水路、湯の川、大宮川、河北潟西部承水路、涌波川、田島川】

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kasen/sinsui-m/>

17.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

金沢市防災会議は、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
イ) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
ロ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
ハ) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場

等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

17.3 水害ハザードマップ

本市では、(洪水)浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「金沢市水害ハザードマップ」を作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、「金沢市水害ハザードマップ」に記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この「金沢市水害ハザードマップ」を有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

○金沢市水害ハザードマップ(資料10、P90)

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/bosai/2/6/15696.html

17.4 予想される水災の危険の周知等

本市では、過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面のホームページ掲載により公表し、住民等に周知している。

○浸水実績区域図

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/naisuiseibika/gyomuannai/1/1/2/9368.html>

17.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の避難確保のための訓練を実施しなければならない。また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

なお、本市では、要配慮者利用施設が円滑に避難確保計画の作成及び訓練等を実施できるよう、避難訓練シナリオの作成支援を含む、総合的な避難訓練マニュアルを作成し、ホームページに掲載している。